

## 佐倉市建設工事監督管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、佐倉市建設工事監督事務指針第11条の規定により、佐倉市が 所掌する建設工事請負契約(以下「契約」という。)に係る監督の技術的管理基準を定 めることにより、適切な業務の確保、透明性の確保を目的とする。

## (用語の定義)

- 第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号によるものとする。
  - (1)監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
  - (2) 監督員 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
  - (3) 監督の方法 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、調整) を総称していう。
    - ア 指示 契約図書の定めに基づき監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項 について書面をもって示し、実施させることをいう。
    - イ 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書 面により同意することをいう。
    - ウ 協議 書面による契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対 等の立場で合議し結論を得ることをいう。
    - エ 通知 発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督 員に、工事の施工等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
    - オ 受理 契約図書に基づき、受注者の責任において、監督員に提出された書面を、 又は発注者若しくは監督員から受注者に提出された書面を受取り、内容を把 握することをいう。
    - カ 確認 契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは受注者が提出し た資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注 者に対して認めることをいう。
    - キ 立会 契約図書に示された施工等の段階において、監督員が臨場し、施工等の内容を確認することをいう。ただし、やむを得ず立会えない場合は、その旨を受注者に通知し、必要な工事写真等の記録を整備提出させ、内容を検討し、把握して立会に代えるものとする。
    - ク 検査 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、受注者等の測定結果に基づき監督員が出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。なお、この場合、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことができるものとする。また、受注者に対する合否の判定は、監督員が行うものとする。ただし、臨場検査をするものとしたもので、やむを得ず臨場検査ができない場合は、その旨を受注者に通知し、監督員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による検査を行うものとする。
    - ケ 調整 監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要な事項を受注者に対し指示することをいう。

## (監督の実施)

第3条 監督員は別表第1の各項目について、技術的に十分検討のうえ、監督を実施する ものとする。

## 付則

1 この基準は、平成16年7月1日から運用する。

附則(令和3年5月20日決裁 佐契第146号) 1 この基準は、令和3年5月20日から運用する。

別表第1	
項目	監督業務内容
1 契約の履行の確保 (1)契約図書の内容 把握	<ul><li>・建設工事請負契約書、図面、共通仕様書、特記仕様書、工事数量総括表、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書を把握する。</li></ul>
(2)施工計画書の把握	<ul><li>契約図書に基づいて受注者から提出された施行計画書の内容を把握する。</li></ul>
(3)契約図書に基づく 指示、承諾、協議等	・契約図書に明示した指示、承諾、協議等(詳細図の作成を含む。)を適切に行わなければならない。
(4)条件変更に関する 調査について(通 知)	<ul><li>①契約図書に規定されている条件変更等の事実を発見したとき、又は契約の受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</li><li>②前項の調査の結果を受注者に通知(指示する必要があるときは当該指示を含む)する。</li><li>なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ予算担当、契約担当と協議し、承諾を受ける。</li></ul>
2 出来形及び品質に 関する監督 (1)使用材料の検査等	<ul><li>契約図書において、監督員の検査等を受けて使用すべきものと指定した工事材料又は監督員の立会いの上調合し、又は割合について見本検査を受けるものと指定した工事材料の調合、検査の立会を行う。</li></ul>
(2)工事施工の立会	・契約図書において、監督員等の立会の上実施するものと指 定した主要な段階において、管理基準及びその他の基準等 に基づき立会を行う。
(3)施工管理に係る 段階確認	・契約図書若しくは施工計画書に示された施工段階において、施工管理に係る土木工事施工管理基準、公共建築工事標準仕様書及び特記仕様書等と工事目的物とを照合し、確認を行う。
(4)改造請求及び破壊 検査	<ul><li>①工事の施工が契約図書又は管理基準に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。</li><li>②受注者が契約書の規定に違反した場合、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する。</li><li>③前項に規定するほか、工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合で、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査する。</li></ul>

- (5)支給材料及び貸与 品の検査、引渡し
- ①契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格及び性能を受注者の立会の上、契約図書に基づき検査し、引渡しを行う。
- ②前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が、契約図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置をとる。
- 3 工程等に関する 監督
- (1)関連工事との調整
- (2)工程の把握及び 工事促進の指示等

- (3)工事関係者に関す る措置請求期限の 延長の検討、協議 及び報告
- 4 契約担当等への 報告
- (1)工事の中止及び工 期の延長の検討、 報告及び協議
- (2)一般的損害の調 査、報告及び協議
- (3)天災、その他不可 抗力による事業出 来形部分等の損害 の調査、報告及び 協議

- ・関連する2以上の事業が実施上、密接に関連する場合は、必要に応じて工事の施工についての調整を行う。
- ①契約図書に基づき、工事着手前に工程表が提出されている か確認する。また、受注者から提出された工事履行報告に 基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行 う。
- ②工期内に工事の完成を把握する。工期内に工事を完成する ことができない等の場合には、受注者及び契約担当と協議 を行い、必要に応じて遅延金の算定等の措置を行う。
- ・現場代理人がその職務の執行につき、著しく不適当と認められる場合又は主任技術者若しくは下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約図書に基づき受注者に対し必要な措置を取るよう求める。
- ①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知する。施工の一時中止の場合は、中止期間を検討し契約担当へ報告し協議する。
- ②受注者から工期延長の申し出があった場合、その理由を検討し、契約担当へ報告し協議する。また、必要に応じて請負代金額の変更等を行う。
- ・一般的損害について、受注者から通知を受けた場合、その原因、損害の状況を調査し、発注者の責に期する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当へ報告し協議する。
- ①天災その他不可抗力による損害について、受注者から通知 を受けた場合は、その原因、損害の状況を調査し、確認結果 を契約担当へ報告し協議する。
- ②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当へ報告し協議する。

- (4)第三者に及ぼした 損害の調査及び報 告
- (5)中間前金払請求時 の出来形確認
- (6)部分払い請求時、 部分引渡し時の 出来形検査
- (7)部分使用に伴う 中間検査
- (8)契約解除に関する 必要書類の作成及 び措置請求又は報 告及び協議
- 5 その他
- (1)現場発生品の処理
- (2)臨機の措置
- (3)事故等に対する 措置
- (4)工事成績の評定
- (5)検査の立会
- (6)検査指摘事項の 受注者への指示

- ・工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況を調査し発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当へ報告し協議する。
- ・中間前金払の請求があった場合は、事業出来形報告書に基 づき出来形を確認する。
- ①部分払い請求があった場合は、出来形を審査し出来形設計 書及び出来高調書を作成し、別に定める「佐倉市工事検査 要綱」に基づき契約担当へ依頼し検査を受ける。
- ②部分引渡しがある場合は、受注者から出来形内訳表を徴し、出来形設計書作成し、別に定める「佐倉市工事検査要綱」に基づき契約担当へ依頼し検査を受ける。
- ・受注者と部分使用の協議が整った場合は、受注者より部分 使用に伴う検査願いを徴し、別に定める「佐倉市工事検査 要綱」及び「佐倉市中間検査基準」に基づき契約担当の検 査を受ける。
- ①契約書に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当に対して措置通知を依頼する。
- ②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除の要件を審査及び確認し、契約担当へ報告し協議する。
- ③契約が解除された場合は、出来高調書の調査確認及び出来 形設計書を作成し、別に定める「佐倉市工事検査要綱」に 基づき契約担当へ報告依頼し検査を受ける。
- ・工事の施工現場における発生品は、品質、規格、数量等を把 握、確認し、その処理方法を指示する。
- ・災害防止、その他の工事の施工上、特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。
- ・事故等が発生した時は、速やかに受注者から報告を求め、その状況を調査し所属の長、関係部局及び関係機関に報告する。
- ・工事が完成したときは、別に定める「佐倉市工事成績評定要領」に基づき、評定を行い契約担当へ検査執行依頼書と 共に提出する。
- ・契約担当の実施する検査には監督員が立会う。
- ・契約担当の実施する検査においての指摘又は指示事項を受注者に的確に実施させると共に補修の結果等を報告し、必要に応じて再検査の手続きを行う。

(7)設計	変更⊄	)調査、
通知		

- ①工事の施工過程において、受注者からの条件変更、違算等による確認請求があった場合は、速やかに調査を行うと共に、その結果を受注者に通知する。
- ②事業の実施過程において、発注者からの変更する場合は、 その内容等を受注者に通知する。